大阪女学院大学・大阪女学院短期大学 成績評価基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪女学院大学及び大阪女学院大学大学院並びに大阪女学院短期大学(以下「本学」という。)における成績評価基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価基準等)

第2条 履修授業科目の評価は、評価基準及び評点により判定するものとする。 2 前項の評価、評価基準及び評点は次のとおりとする。

評価	評価の基準	評点
А	到達目標を達成し,	80 点以上 100 点以下
(優秀)	優秀な成績をおさめている。	80 点以上 100 点以下
В	到達目標を達成し,	70 与11 00 与土港
(佳良)	良好な成績をおさめている。	70 点以上 80 点未満
C (可)	到達目標を最低限達成している。	60 点以上 70 点未満
F (不可)	到達目標を達成していない。	60 点未満

- 3 前項の表の左欄に掲げる評価のうち、A、B、Cを合格とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず,授業科目の性質上必要と認める授業科目の成績の評価は、P(合格)又はF(不可)により行うことができる。 (留意事項)
- 第3条 授業科目担当者は、評価(A, B, C)分布の著しい偏在に注意するものとする。
- 2 同一科目で複数クラス開講される(外国語,情報系科目)場合の成績評価の方法については,授業担当者間で充分に協議を行い,クラス間で成績の評価方法及び評価基準に大きな差が生じないように注意するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学院運営会議が行う。

附則

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。